

議案第3号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による児童福祉施設に係る徴収金の徴収に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
---	----	---	---

」

を

「

8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）	児童福祉法による児童福祉施設に係る徴収金の徴収に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定める
---	----	--	---

		に関する事務であって市規則で定めるもの	ところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
8の2	市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの

に、

「

10	市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は厚生省通知の定め
----	----	---	--

			るところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
--	--	--	-----------------------------------

を

「

10	市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
10の2	市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅を	地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの

		いう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって市規則で定めるもの	
--	--	--	--

に、

「

20の2	市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、児童手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
------	----	---	--

」

を

「

20の2	市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、児童手当関係情報又は厚生省通知
------	----	---	--

」

		あつて市規則で定めるもの	の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であつて市規則で定めるもの
20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（法別表第1の19の項、35の項及び61の2の項に掲げる事務を除く。）であつて市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であつて市規則で定めるもの

に改める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市個人番号の利用等に関する条例 (抄)

別表第 2 (第 3 条関係)

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
省 略	省 略	省 略	省 略
8	省 略	省 略	省 略
8 の 2	市 長	公営住宅法 (昭和26年法律第193号) による公営住宅 (同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。) の管理に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
省 略	省 略	省 略	省 略
10	省 略	省 略	省 略
10 の 2	市 長	住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号) による改良住宅 (同法第 2 条第 6 項に規定する改良住宅をいう。) の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
省 略	省 略	省 略	省 略
20 の 2	省 略	省 略	省 略

20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（法別表第1の19の項、35の項及び61の2の項に掲げる事務を除く。）であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
省略	省略	省略	省略